

議案第 1 号

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年11月24日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が直接地方公共団体に適用されることに伴い、同法により定めることが委任又は許容された事項を定めるため、条例を制定するものである。

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第6条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第7条第2号ただし書ウに掲げる情報（公務員等の氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）に係る部分に限る。）とする。

(開示請求の手續)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富津市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料と

する。

- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない、当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手續）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手續）

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（富津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年富津市条例第11号）第2条に規定する富津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- （1） この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- （4） その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（富津市個人情報保護条例の廃止）

第2条 富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）は、廃止する。

（富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定による当該事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

（2） この条例の施行の前に旧実施機関から委託を受け、旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、富津市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（富津市介護保険条例の一部改正）

第4条 富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出しを「（個人情報の提供）」に改め、同条中「、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）第9条の規定にかかわらず」を削り、「居宅介護支援又は」を「居宅介護支援及び」に、「富津市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（富津市情報公開条例の一部改正）

第5条 富津市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「一般に容易に入手することができるもの」を「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に改める。

（富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第6条 富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第6号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。）」を加え、「及び情報の公開」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 指定施設の管理における情報の公開に関する事項

第15条の見出し中「保護」を「安全管理」に改め、同条中「富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）第5条」を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項」に、「必要な措置を講じなければならない」を「準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする」に改める。